

令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県中部区域） 仕様書

1. 件名

令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ・県中部区域）

2. 委託期間

契約の日から令和7年1月17日まで

3. 業務目的

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標であるニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的維持を目指して、「令和6年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ・県中部区域）」（以下、実施計画）に基づき、ニホンジカの捕獲を行うことを目的とする。

4. 捕獲目標数

ニホンジカ 100頭

なお、捕獲目標数を達成したとしても、引き続き、6（3）②で規定するわなの設置数、6（3）③で規定する実施日数は必ず実施し、さらなる捕獲を行うこと。

5. 捕獲の考え方

本業務委託は、ニホンジカの生息域の拡大防止を目的に事業を実施する。それを念頭に置き、捕獲目標数の達成のための事業実施体制を構築するとともに、ニホンジカに関する専門的な知識を有した捕獲従事者が捕獲業務に当たること。

6. 業務内容

（1）業務の実施場所

千葉県市原市の一部、千葉県夷隅郡大多喜町の一部（図1の赤枠内）

※市原市（ユニットI2～I6）、大多喜町（ユニットO9～O10）。

なお、分布拡大防止を図る上で特に重要だと考えられる地域に、わなを重点的に設置するための重点区域を設定（図1に斜線で示した範囲）。

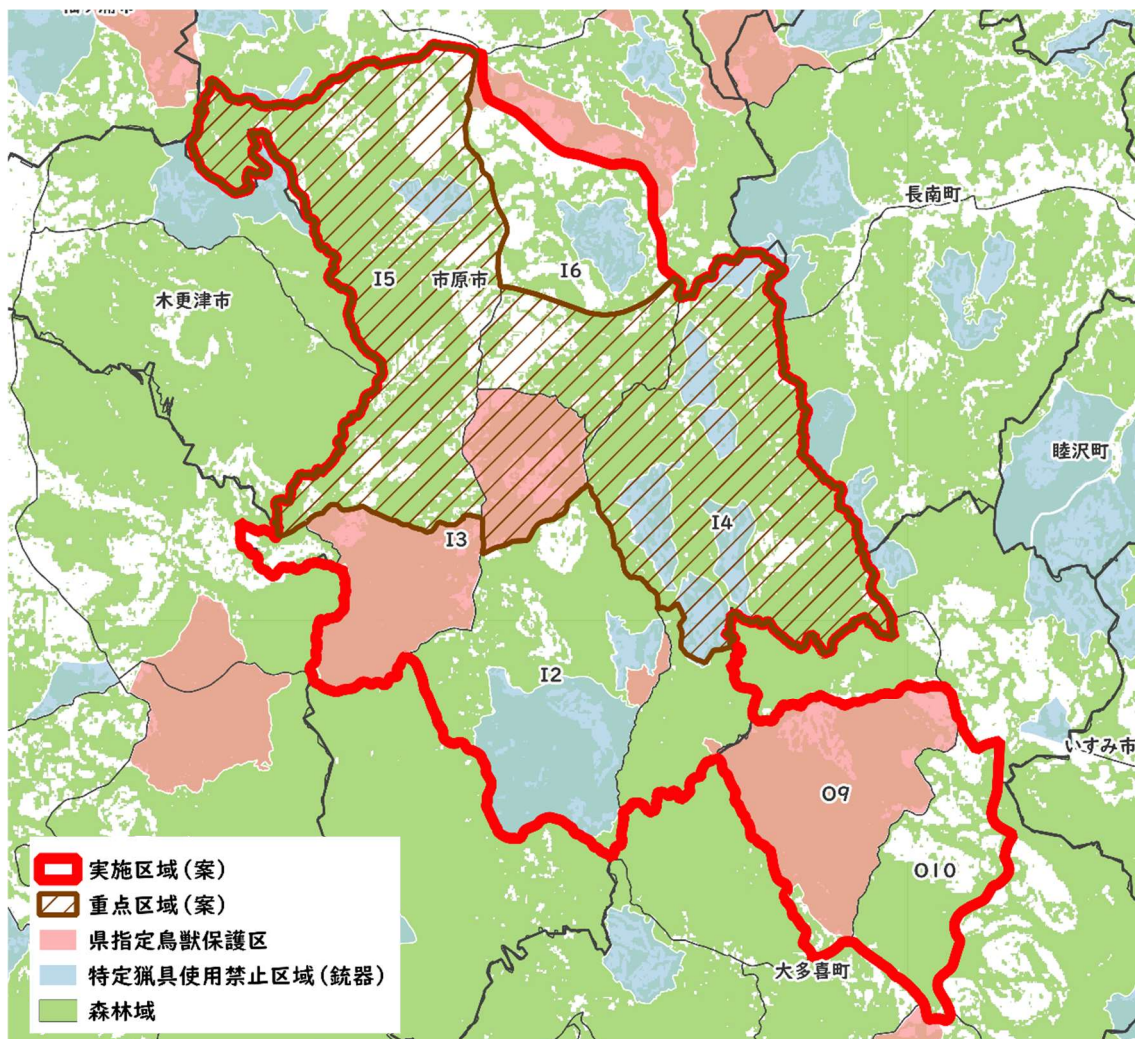


図1 業務の実施範囲

(2) 業務計画書の作成

実施計画に基づき、県と協議の上、捕獲開始前までに業務計画書を作成し提出する。業務計画書には下記の項目を含めること。

- 業務の概要
- 業務の実施位置及び方法
- 業務において使用する機材及び許可番号等
- 申請及び協議計画
- 安全管理計画
- 緊急時の連絡体制
- 工程計画
- 捕獲個体の処理方法
- 従事者名簿（捕獲従事者（※1）、事業従事者（※2）を含む。）

- (※1) 捕獲従事者：事業において、わなの設置、止めさしなど捕獲の作業に従事する者。
- (※2) 事業従事者：事業において、運転、連絡、わなの運搬・見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲に付随する作業及びデータ入力や契約事務等、捕獲以外の作業を行う者。

(3) ニホンジカの捕獲作業

実施計画で定められた内容に基づき、以下により関係法令を遵守し本業務を実施する。

① 捕獲方法

わな猟

② わなの設置箇所数

100箇所程度にわなを設置する（くくりわなの場合は1箇所あたり複数基を設置する想定）。

ただし、効果的な捕獲の実施、または、当該捕獲目標の達成のために指定以上のわなの設置は妨げない。

なお、市原市の重点区域内に60～70箇所程度、その他の地域に30～40箇所程度、わなを設置することを想定しているが、受託者と県が協議の上、決定することとする。

③ 実施日数

8月から12月上旬の間で100日程度（わなの稼働日数。ただし、箱わなは餌付けも含めた期間。）

※必ずしも100日間連続で実施する必要はない。

④ わなの設置

わなの設置にあたっては、直近の捕獲・目撃情報を踏まえ、事前に関係市町や関係者と調整を図った上で、土地所有者等の了解を得て行う。

また、わなの設置候補地が決定次第、県に報告する（わな設置前に県に報告し、承諾を得ること）。

わな本体に標識を設置するとともに、設置箇所周辺の樹木等に注意標識を設置する。わな本体に設置する標識は金属製またはプラスチック製とし、1字の大きさを縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上で、以下の事項を記載する。

○指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲である旨

○事業管理責任者の住所及び氏名

- 事業管理責任者の電話番号
- 事業実施者
- 事業の実施期間
- 捕獲しようとする鳥獣の種類

使用するわなについては、受託者が用意すること。

わなの設置日等、表1に定める項目を記録し、記録結果をMicrosoft Excelファイルにとりまとめる。

また、県が別途実施する自動撮影カメラ調査の結果を参考に臨機応変に設置場所を変更する。

⑤ わなの見回り

わなを設置している期間は、原則1日1回以上見回る、若しくは、同等の捕獲確認措置を行う（同等の捕獲確認措置を実施する場合でも、原則として2日に1回以上見回ることとする）。見回りは、原則として複数人で行い、積極的にわなの設置箇所周辺のニホンジカの生息状況確認に努め、捕獲目標数達成のために適宜わなの設置場所や設置箇所数・基数の変更を行うこと。

表1に定める項目を記録し、記録結果をMicrosoft Excelファイルにとりまとめる（表1については、基本的な記録項目を示したものであり、県と受託者が協議した上で記録項目を決定する）。

⑥ 止めさし

捕獲された個体は安全かつ適切な方法で止めさしを行うこととし、原則として複数人で実施する。

銃器による止めさしを想定し、実施体制を整える。ただし、安全かつ確実に止めさしすることが可能であれば、銃器以外の方法により止めさしを行ってもよい。なお、止めさしで銃器を使用する場合において、必要に応じて事前に関係機関に通知する。

また、血抜きする場合等については、事前に土地所有者等の了解をとる。

⑦ 捕獲個体の確認及び処分

捕獲個体の右半身に油性のスプレー等で捕獲個体番号をマーキングし、尾の切断前と切断後の写真をそれぞれ撮影する。撮影の際には、捕獲従事者本人も尾の切断前後の写真に写りこむよう撮影することとし、日付を印字できるカメラを使用する。日付が印字できない場合は、捕獲日・捕獲者氏名・個体番号を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影する。

また、(4)で規定する項目を計測・記録した上で、焼却や埋設等により適切に処分する。具体的な処分方法については、事前に県及び各市等の関

係機関と協議し決定する（市町によっては焼却できない場合がある）。埋設する必要がある場合は、事前に想定される埋設場所の土地所有者等に了解をとる。

切断した捕獲個体の尾は保管しておき、県の確認を受けた後、適切に処分する。

⑧ 錯誤捕獲への対応

対象種以外の動物が錯誤捕獲される可能性があるため、対応について事前に県及び関係市町と協議した上で、捕獲許可を取得して適切に対応する。

錯誤捕獲された個体についても、6(3)⑦と同様の確認措置をとるが、切断した尾の提出は不要とする。

ただし、イノシシが錯誤捕獲された場合は、県が策定した『野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル』に則り、必要な防疫措置を講じた上で対応する。また、イノシシの尾は切断せずにマーキングし、マーキング前後の写真を撮影する。

⑨ わなの撤去

捕獲作業が終了次第、設置したわなを全て撤去する。

⑩ 作業日報の作成・従事者の写真撮影

わな設置からわな撤去までの作業状況について、別添の様式1により作業日報を作成する。なお、様式1に記載する事項が網羅されていれば、様式の体裁は問わない。

また、従事した人数、従事者が写真で確認できるよう、業務に従事した際には、従事者の集合写真を撮影する。撮影の際には、日付を印字できるカメラを使用する。日付が印字できない場合は、捕獲従事日・捕獲従事場所・従事人数を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影する。

⑪ その他

わなの設置及び見回りの際には、県が貸与する腕章を着用するとともに、捕獲従事者証を携帯する。また、業務上、連絡用無線機を使用する際には、デジタル簡易無線を使用する。

また、わなの設置場所及びその周辺で銃による有害鳥獣捕獲が実施される場合には、状況に応じ設置しているわなの一部もしくは全部を県の了解を得て、必要期間解除すること。

(4) 捕獲個体のモニタリング調査

捕獲したニホンジカは、捕獲個体記録票（様式2）を個体ごとに作成し、記

録結果を表2によりMicrosoft Excelファイルにとりまとめる。

同様に、錯誤捕獲された個体について、表3によりMicrosoft Excelファイルにとりまとめる。

(5) 業務打ち合わせ

業務の実施にあたって、3回程度、自然保護課にて県と打ち合わせを行う。

業務開始時(6月)に1回、捕獲作業終了後(12月中旬頃)に1回実施する。さらに、6(3)③で規定する実施日数の前半が経過した時点で、捕獲目標の達成が困難であると見込まれた時は、捕獲数を増やすための方策について県と打ち合わせを行い、必要に応じてわなの設置場所や捕獲方法等を見直すこと。

(6) 報告書作成

業務内容をとりまとめ、報告書を作成する。なお、1~2ページの概要版を作成し報告書に盛り込むこと。

(7) 捕獲報告

月ごとに捕獲の結果を取りまとめ、翌月5日までに表4により県に報告する。

7. 安全対策

捕獲を実施する上では、地元住民や捕獲従事者等の安全確保を最優先事項とする。

(1) 地域への周知

必要に応じ関係者や関係機関、地元住民に対し、事前に事業内容を周知する。具体的な周知の方法や対象者については、県及び関係市町と協議した上で決定する。また、必要に応じ実施区域内に注意看板を設置する。

(2) 入林届等

国有林、県有林内に入林する場合は、事前にそれぞれを管理する機関に届出等を行う。

8. スケジュール

下記のスケジュールを目安として業務を行う。

月	内容
6月	契約・1回目打ち合わせ
7月	関係市町や土地所有者等との調整 地元住民等への事前周知
8月	わな設置候補地の県への報告 捕獲開始
10月頃	2回目打ち合わせ（必要に応じて実施）
～12月上旬	捕獲終了
12月中旬	3回目打ち合わせ
1月17日	成果物提出期限

9. 留意点

- (1) 県の承諾を得た場合に限り、委託業務の一部を他事業者等に委託することができる。ただし、捕獲作業に直接係る内容については、認定鳥獣捕獲等事業者（ニホンジカ、わな）に限る。
- (2) 銃器による止めさしについては、認定鳥獣捕獲等事業者（ニホンジカ、装薬銃または空気銃）、もしくは認定鳥獣捕獲等事業者（ニホンジカ、装薬銃（銃器を使用した止めさし））に限る。

10. 経費の負担区分

業務遂行上必要な経費は、受託者が負担すること。

11. 成果物

業務報告書：1部

作業日報及び各記録票：1式

業務報告書及び各種データ（6（3）④及び⑤、6（4）で収集・記録したデータ）を収納した電子媒体（CD-ROM）：1式

12. 成果物の取扱い

本業務の成果にかかる一切の権利は千葉県に帰属するものとし、県の許可なく他者に公開してはならない。

13. 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

14. 記載外事項

本仕様書に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

15. その他

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (2) わなの設置期間や設置数が本仕様書で規定する数量に達しなかった場合は、契約額の変更を行う。
- (3) 事業実施が困難な状況が生じた場合は、受託者と千葉県が協議の上、本仕様書の一部を変更する場合がある。それに伴い、契約金額に変更が生じる場合は、変更契約を締結する。
- (4) 表1～表4及び様式1・2については、県が受託者と協議の上、一部を変更する場合がある。
- (5) 県は必要に応じて、捕獲の実施状況及び現場等の調査を実施できる。
- (6) 受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、事業が中止された場合又は契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）は速やかに、従事者証を返納する措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底するものとする。
 - 受託者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。
 - 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載しなければならない。
 - 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、業務報告書に記載しなければならない。
- (8) 受託者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ発注者の確認を受けなければならない。
- (9) 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じなければならない。

表1 わなの記録項目（設置箇所単位）

わな番号	わな種	市町村名	メッシュ	ユニット	設置基数	設置開始	設置終了	捕獲頭数	空はじき数	捕獲個体番号	備考
1	くくりわな	A市	〇〇	××	2	7月1日	9月10日	3	2	A-1、A-5、A-7	
1-2	くくりわな	A市	□□	△△	3	9月11日	10月31日	0	0		わな番号1を移設
2	箱わな	A市	〇〇	××	1	7月1日	10月31日	1		A-2	

※わなの移設に伴い、メッシュ番号が変わる際はわな番号を新しく振り、別の行に記載する。

表2 捕獲個体の記録項目（設置箇所単位）

捕獲個体 番号	わな番号	捕獲年月日	住所(大字まで)	メッシュ	ユニット	性別	齢区分	体重 (kg)	頭胴長 (cm)	後足長 (cm)	オスの場合	メスの場合		止め刺し 方法	処分方法	備考
											尖の数	泌乳の 有無	胎児の 有無			

※ 齢区分は幼獣か成獣の2区分。ニホンジカは、後足長が30cm未満の個体を幼獣、30cm以上の個体を成獣とする。

※ 体重及び頭胴長並びに後足長実測値を記載すること。

表3 錯誤捕獲の記録項目

捕獲個体番号	わな番号	捕獲年月日	市町村	大字	メッシュ	ユニット	獣種	頭数	性別	捕獲許可の有無	捕獲後の処置	備考

表4 捕獲実績の報告

捕獲実績の報告（令和 年 月分）

受託者名

捕獲月	対象 鳥獣名	地域	捕獲頭数 (頭)	捕獲個体処理頭数及び内訳								委託した際の 捕獲目標
				埋設 (頭)	焼却 (頭)	放置 (頭)	利活用					
							利活用計 (頭)	うち食肉 (頭)	うちペット フード(頭)	うち自家 消費(頭)	その他 (頭)	

様式1

作業日報

(記入者名) _____

1. 作業日時

2. 作業場所

3. 天候

4. 作業内容 (捕獲従事者)

氏名	作業内容

5. 作業内容 (事業従事者)

氏名	作業内容

6. 連絡・特記事項

様式2

ニホンジカ捕獲個体記録票

捕獲場所	市町村名・字名	
	ユニット名	
	メッシュ番号	
わな番号		
捕獲個体番号		
捕獲者氏名		

1. 捕獲年月日 令和 年 月 日

2. 性 別 オ ス ・ メ ス

3. 齡 区 分 幼 獣 ・ 成 獣

※ 後足長が30cm以上を成獣とする

4. 体 重 _____ k g

5. 頭 胴 長 _____ c m

6. 後 足 長 _____ c m

7. 止めさし方法 _____

8. 処 分 方 法 _____

} 実測値を記入

9. オスの場合
角の形状



10. メスの場合

① 泌乳の有無： 有 ・ 無

② 胎児の有無： 有 ・ 無 有の場合、胎児数 _____ 個体

※全ての捕獲個体について、捕獲番号をペイントして撮影した写真2枚（尾の切断前と切断後）を添付してください。また、切断した尾については、県が確認しますので保管をお願いします。